

平成29年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成29年3月15日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員	長	河野	龍二	副委員長	分部	和弘
委員		浦川	圭一	委員	饗庭	敦子
委員		西岡	克之	委員	吉岡	清彦
委員		竹中	悟			

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永正彦

説明のため出席した者

水道局長	木島	英利	水道局理事	吉田	邦彦
(水道課)					
参事	中川	修治	課長補佐	堀池	英二
係長	西村	淳	係長	高橋	庸輔
(下水道課)					
課長	濱	信二	課長補佐	山崎	禎三
係長	相川	沙織	主任	本浦	友恵
主事	藤野	亮			

本日の委員会に付した案件

議案第 9号 長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 23号 平成29年度長与町水道事業会計予算

開会 12時59分

閉会 14時09分

○委員長（河野龍二委員）

それでは定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。
平成29年第1回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
木島局長。

○水道局長（木島英利君）

それでは、水道局所管の議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、水道課及び下水道課に関係いたしますので、水道局理事兼水道課長及び下水道課長、以下関係職員によりご説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

吉田理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本改正案につきましては、長与町上水道事業及び簡易水道事業における事業認可の変更及び長与町下水道事業における事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。内容につきましては、第3条第2項第1号中「及びまなび野」を「まなび野1丁目、まなび野2丁目、まなび野3丁目、北陽台1丁目及び北陽台2丁目」に改め、同項第2号を次のように改める。（2）自由ヶ丘団地簡易水道事業を高田郷の一部。第3条第2項第3号中「道ノ尾温泉団地及びその周囲」を「高田郷の一部」に改め、同条第3項中「36,029人」を「39,802人」に改め、同条第4項中「12,991立方メートル」を「12,400立方メートル」に改め、同条第5項中「及びまなび野」を「まなび野1丁目の一部、まなび野2丁目、まなび野3丁目、北陽台1丁目及び北陽台2丁目」に改め、同条第6項中「47,700人」を「39,200人」に改め、同条第7項中「807.87ヘクタール」を「872.56ヘクタール」に改めるよう改正を行いたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明をいただきました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

せっかく地図を持って来ているから、その地図上で説明をもう1回してもらえませんか。今度、増えた分と減った分とあるでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

それではお手元の地図をご覧ください。長与町給水区域図の説明をいたします。A3版ですが、長与町の給水区域図の方です。よろしくお願ひします。地図上で、黒枠で中がグレーになっているところが、現在の長与町の給水区域でございます。それで赤線枠で区切りまして、赤で色を塗っているところ、ここは今回追加する給水区域となっております。この赤い地区というのが、ヴェーテラス北陽台、土地区画整理事業によって新しく整備された土地でありまして、この部分の給水区域というのを追加いたしております。区域図の説明、水道は以上です。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

お手元に長与町公共下水道事業計画図という図面を用意しておりますので、ご覧いただければと思います。赤で着色をしている部分につきまして、今回追加をする区域になります。黄色で着色している部分につきまして、事業計画の面積の中から外す部分になります。大まかなところで申し上げますと、北側、上側から申し上げますと、西側埋立て、あと左側に1つ四角いやつがございますが、そちらについてはクリーンセンターです。それから、手元の方、下の方に下っていただきまして、榎の鼻土地区画整理事業用地。左側、長与中学校周辺。その右側につきましては高等技術専門校。その下の黄色く着色している部分につきましては、現在、長崎市の方で取り込んでいただいております日当野地区になります。その上側、まなび野地区です。その右上になりますが、こちらにつきましては中尾城公園周辺です。その右上の緑が丘団地というふうになります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

これは新旧を見ながら全体で見るとですか。今まであんまり興味なかったんですけど、その3条の1、三根郷の一部、吉無田郷の一部とか丸田郷の一部、嬉里の一部、斉藤の一部、こういうのが一部一部とあるんですけど、この一部とはどういうことを言っているんですか。普通だったらこういうことは書かなくてもいいと思うんですけども、一部一部というのを見て初めて関心を持ったとですけども、そのところ、よろしくお願ひします。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

この給水区域に入ります区域が、給水区域にしる、排水区域にいたしましても、三根

郷の全区域ではなく、その中の区切られた区域になるものですから、一部という表現をさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

僕らが住んでいるニュータウンなんかは一部はないわけですよ。そういう場合にその三根郷の一部、吉無田郷の一部というのが、広い一部なのか狭い一部なのかわからんわけですけども、この地図で見ると、わかりにくいかわからんけども、その三根郷の一部が入っているのは、三根郷100%あるとしますと、その一部というのがどういう具合に一部というのか、除くのがどういう所なのか、そういうのがわかるわけですかね。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

三根郷の一部という範囲ですが、山間部で給水区域にない所とか、そういう所が外れておりますので、そういう部分につきましては一部ということで分けさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今のからすると、町内、郷が全部、それに当てはまるということになりますね。どうですか。そこのことお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

全体の郷的に、それは当てはまるのですが、まなび野地区と北陽台地区につきましては、まなび野1丁目、まなび野2丁目、まなび野3丁目についてと、北陽台1丁目、北陽台2丁目につきましては、区画整理で地番を設定しているところですので、その分については一部がないんですが、下水道の排水区域でまなび野1丁目だけは一部がつくような形になります。長崎市をお願いしている部分があるものから。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今度は、下水道の方でお聞きをしますけど、凡例を見ますと、赤が追加区域で黄色が廃止区域ということで、斉藤の上の方は単純に解消されたのかなという感じがするんですが、先ほどの説明で下の方ですね、高田の方ですけども、ここについては黄色が長崎市の処理区域で、今回、廃止区域となっていますので、元々は長与町の処理区域だった

ものを長崎市が今回処理することになったという理解なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

今回、条例の方で面積の方を変更させていただくという形で上げさせていただいているんですが、こちらの現況807.87ヘクタールというふうな面積が平成元年度当時の全体計画面積でございまして、こちらについて、その後、認可計画、事業計画等は何度か変更しているんですが、この面積内で動いていた部分もございまして、条例の変更というふうな手続を踏んでおりませんでした。今回、この整合を図る中で、その当時の図面と突き合わせまして、その当時と現在乖離がある部分についての大きな部分、ほぼ2ヘクタールぐらい以上の移動がある部分について、今回お示しをさせていただいております。日当野地区につきましては、平成の若い時期に長崎市と協議をいたしまして、こちらの方で、長与で整備をした後に、認可計画を変更するタイミングであちら側とやりとりをしております。その面積につきましては、当然、高田南の区画整理の面積と、やりとりをして現在に至っております。図面でお示ししている部分については、こちらの方の区域から廃止になった区域ということで黄色で着色しておりますが、長崎市に全てお願いしている区域については着色をしておりますので、その辺ご了解いただければと思います。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ここの高田の部分の黄色については、元々長崎市が管理をしようとした部分も含まれるという理解ですか。それやったら廃止になるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

こちらにつきましては、元々は長与の区域でございます。どうしても地形上、長崎市側に向いているものですから、その当時協議いただいて、しかるべきタイミングであちらの方で引き取っていただいているというような形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それでは、今回この区域の変更によって、元々長与か長崎市かのいずれかの処理区域に入るとして、今回の変更で、どちらにも入らんようになったというような土地も発生しとるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

今のご質問に当たる部分につきましては、該当する地区はございません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すいません。ちょっとよくわからないので教えていただきたいのが、この給水人口は増えているんですけれども、この排水人口は減っているということで改正されていますけれども、その理由を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

吉田理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

近年におきましては、節水機器の普及及び節水意識の向上によりまして、1日最大給水量が361リットルから310リットルに減少していることが現状でございます。そのようなことで、人口の増加に対し、1日最大給水量が減少ということになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

議員がおっしゃる給水人口は増えて排水人口が減っているということに関して、お答えします。給水人口と排水人口の目標年次という違いがありまして、まず給水人口は目標年次を平成34年としております。下水道の排水人口に関しては、目標年度45年という形で目標年が違いますが、まず第一でございまして、給水人口が増えることについて説明させていただきます。給水人口が増えるということについては、推計を行っておりまして、平成27年から以前の10年間を、既存値を参考にしまして、それから人口推計を行っております。その中で今後の北陽台の人口だとか開発人口を見込んだ上で、水需要の増加云々を計算しておりまして、その結果、平成34年が人口のピーク値という形で算出しております。その関係で給水人口は増えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

先ほど高橋係長が申し上げたとおり、目標年次が違うというふうなことが挙げられると思います。こちら事業計画を整理する中で、将来の人口の推計を基に将来的な計画を立てております。現状、ここ数年、長与町の人口自体が17年ぐらいがピークで、それぐらいから横ばい微減でございます。当然目標年次を定めていく中で、ただ公的に使われている社人研の数値とか、その辺を基に算出すると、もう右肩下がりというふうな

形になってしまうものですから、現状今、長与町内ででき上がったばかりの区画整理事業、または今施工中の部分がございまして、そちらの分の人口増を加味したところでの計画において導き出された数字が、今回挙げさせていただいた数字でございまして。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

4万7,700からの減少という形になると思うのですが、先ほど課長補佐が申しましたように、平成元年の数値からの改正といたしておりますものですから、平成元年の段階では人口が増加傾向にありましたものですから、推計が4万7,700という形になっております。それから、現在の段階の推計となりますと、どうしても減少傾向ということになりますものですから、その関係で大きな減少の数値になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

すいません、ちょっと先ほどの件に戻りますけど、この高田の方の黄色の廃止区域、この黄色の分は丸々長崎市の処理区域になるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長補佐。

○課長補佐（山崎禎三君）

今回着色をしている部分につきまして、黄色の分、現状長崎市の処理区域で対応していただいているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私もそうだと思うんですけど。そうしたときに、この廃止区域という、この意味が何でなのかようわからんわけです。お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

濱課長。

○下水道課長（濱伸二君）

廃止区域に今の時点でなっているというのは、あくまでも条例に上げた時点で平成元年の時点では入っていたという形で、今回、新たに面積を測り直して、ずっと事業計画自体は見直しをやっていたのですが、条例上見直しをやってなかったという形で、今回、新たに807.87ヘクタールから外すという意味で、日当ノ尾地区を除外するという形で着色させていただきました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら、前々から平成元年と言われましたか、その時点では、以前では長与の処理区域ということで、長与の事業計画の中に面積として取り組んでいたものを、実際はもう長崎市が処理区域として整備をしていたと。それを今回、変更で条例の改正を行うということ。ここずっと整備してきていますよね、長崎市は。そういった中で、なお問題なくできてきたんですかね。長崎市の下水道事業の整備、これ都市計画事業ですよね。長与町の処理区域内の位置づけのものを何の問題もなくできてきたのか、というのをお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

この区域につきましては、元々長与町の処理区域の段階で整備を行いまして、その後、長崎市に引き取っていただいたような形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

この条例の2、3のところ、高田郷の一部に変えた所です。周辺から変えて、まず給水戸数は増えるんですか。変えることによって。それが1点と、2点目に、文言がこれでいいのか、道ノ尾温泉団地と書いてるんですけど、実在する名称なのかなあとと思って、もう条例にこれで書いているので、よしとすべきならそうでしょうけど、温泉団地と言うのかなと思って。そこ、すみません。確認をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

戸数に関して増えるか増えないかに関しましては、増えません。それで、現行が確かに自由が丘団地とか、道ノ尾温泉団地及びその周辺という区域の縛りをしておりますけれども、確かに区域を縛る意味合いで書かれていたものだと思います。今回の改正では、もう大字に統一するという形で、高田郷の一部という形での改正案を上げております。道ノ尾温泉団地及びその周辺というのは高田郷の一部という形で、戸数の変更はございませんけれども、形にしております。道ノ尾温泉団地簡易水道という簡易水道事業認可を受けておりまして、道ノ尾温泉団地簡易水道は実在しております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

では、その名前で認可を上位機関から受けているということで確認していいですか。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

議員がおっしゃるとおり、道ノ尾温泉団地簡易水道事業として、県知事認可を受けております。

○委員長（河野龍二委員）

他に、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

それでは水道課所管の議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算につきまして、水道局理事兼水道課長、以下関係職員によりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

吉田理事。

○水道局理事兼水道課長（吉田邦彦君）

それでは、平成29年度長与町水道事業会計予算につきまして、ご説明いたします。予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としましては、平成29年度末の給水戸数1万5,770戸としております。年間総給水量は369万3,858立

方メートル、1日平均給水量が1万120立方メートルと見込んでおります。また、主要な建設改良工事として1億9,000万円を行う予定としております。続きまして、3条予算の収益的収入及び支出、それと4条予算の資本的収入及び支出につきましては、予算に関する説明書の方で説明したいと思っておりますので、説明書の1ページをお開き願います。3条予算となります収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益として7億9,685万9,000円を見込んでおります。内訳としまして、1項の営業収益が7億1,369万1,000円であり、その主なものとしては、給水収益が6億8,764万7,000円となっております。2項の営業外収益は8,315万8,000円であり、主なものとして、長期前受金戻入7,903万2,000円及び、消費税及び地方消費税還付金363万9,000円でございます。支出では、第1款水道事業費用7億479万7,000円を予定しております。内訳としまして、1項の営業費用が6億7,548万2,000円でございます。主なものとしましては、水道施設の維持管理費等に要する費用として、原水及び浄水費、配水及び給水費、それから事業活動の全般に関する費用として総係費、また資産の減価償却費として、合わせて6億6,261万3,000円を計上しております。また、2項の営業外費用では1,444万5,000円を計上しております。内訳としましては、企業債利息ほか雑支出に要する費用となっております。その他、3項の特別損失、4項の予備費を計上しております。

続きまして、2ページをお開き願います。4条予算となります資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入では1億8,843万円を見込んでおります。内訳としましては、企業債の1億7,000万円と、高田地区高田南配水管布設工事に伴う負担金及び分岐工事負担金の1,843万円を予定しております。支出におきましては、第1款資本的支出6億3,355万1,000円を予定しております。内訳といたしましては、1項の建設改良費5億1,821万1,000円、2項の企業債償還金1億1,334万円、その他、3項の予備費200万円を計上しております。1項の建設改良費の主な内容といたしましては、2目改良費で水源確保に向けた導水管整備、第2浄水場の老朽機器の更新、浄水場運転管理一元化へ向けた遠方監視システムの構築及び老朽管の更新に伴う管路耐震化を行う予定としております。以上により、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4億4,512万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額3,568万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,396万2,000円、減債積立金1億1,334万及び建設改良積立金1億6,213万8,000円で補填する予定としております。

続きまして、3ページをお開き願います。給与費明細書になります。給与と手当の前年度との比較でございます。4ページをお開き願います。給与及び手当の増減額の明細でございます。5ページをお開き願います。給与の等級別職員数でございます。6ページでは、期末手当、それから勤勉手当の支給率及び前年度との比較でございます。また、(5)の表でございますが、これは退職手当の支給率となっております。

7ページをお開き願います。平成29年度水道事業会計の予定キャッシュフロー計算書ですが、1番目の業務活動による資金収支は1億6,549万5,741円の増、2番目の投資活動による資金収支は4億4,934万8,109円の減でございます。それから3番目の財務活動による資金収支は5,660万円の増であり、以上、3つの資金収支額を合わせますと、資金の減少額は2億2,719万2,368円となっております。したがって、資金期末残高を2億8,571万3,001円の想定としております。

8ページにおきましては、平成28年度予定の損益計算書でございますが、本年度末の純利益は、下から3番目になります9,988万7,754円を予定しております。9ページをお開き願います。平成28年度末予定の貸借対照表で、資産の部合計並びに10ページの負債及び資本の部合計ともに59億5,787万5,234円でございます。

11ページをお開き願います。こちらは平成29年度末予定の貸借対照表になります。先ほど説明申し上げました本年度末予定の貸借対照表の合計から、4,591万6,494円の増の60億379万1,728円となっております。13ページをお開き願います。会計方針に関する注記を記載しております。14ページは債務負担行為に関する調書になります。この表に記載された3項目につきましては、平成27年度以前に債務負担行為をお願いしたものでございます。

予算書の2ページに戻っていただきたいと思っております。第5条、企業債につきましては、水道施設整備の事務費に充てる目的で、平成29年度は1億7,000万円の起債を予定しております。第6条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において、予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億2,889万円及び交際費10万円を予定しております。第9条のたな卸資産購入限度額につきましては739万2,000円を予定しております。以上が主な内容の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。引き続き、建設改良事業による施工箇所及び事業内容につきまして、高橋係長からご説明申し上げます。先ほど地図を配っておりますけど、後で回収という形をお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

それでは工事請負費について、計上しております工事について、図面の方で説明させていただきます。それでは図面中のナンバー1、右の方、本川内の方になります。ナンバー1、三根本川内地区導・配水管布設替工事でございます。工事概要は、広域水道解散に伴いまして、不足する水量、水源を補填するため、予備水源であります本川内2号3号ボーリング及び余力のある本川内1号ボーリングより第2浄水場へ導水管を新設いたしまして、水源確保を図り、あわせて老朽配水管の更新耐震化を図るものでござい

す。続きまして、ナンバー2、第1浄水場でございます。第1浄水場にかかる老朽機器等の更新工事を行います。工事概要は次亜生成装置の電極、水質自動監視装置及び水道施設遠方監視システムの老朽化に伴う更新を行います。続きまして、ナンバー3、第2浄水場でございます。第2浄水場に係る老朽機器の更新工事を行います。工事概要は、P L C、シーケンサー及びポンプ盤の老朽化に伴う更新を行います。続きまして、ナンバー4、左端の方です。丸尾団地内配水管布設替工事です。工事概要は、昭和48年布設管の老朽化に伴う布設替を行い、あわせて耐震化を図るものです。続きまして、ナンバー5、1番上の方、岡北地区配水管布設替工事。工事概要といたしまして、昭和45年布設管の老朽化に伴う布設替を行いまして、あわせて耐震化を図ります。続きましてナンバー6、下の方です。高田地区高田南配水管布設工事でございます。工事概要は、高田南土地区画整理事業の進捗にあわせまして、高田越中央線への配水管の整備を行うものでございます。そのすぐ上、ナンバー7、監視カメラ設置工事。工事概要は、近年多発しております配水池進入事件を踏まえまして、主要配水池であります東高田配水池へ監視カメラを設置し、施設管理の強化を図るものでございます。以上、工事請負費についての説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。

質疑については、予算書の1ページ2ページありますけども、予算書でも構いませんけど、説明書のまずは1ページ2ページで質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

収入ですけれども、水道は一般会計の繰入はなかったんですか。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

一般会計からいただいている繰入の分ですが、それは消火栓の点検委託料だけを一般会計からいただいております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それはこの予算書には出てこんどですかね。

○委員長（河野龍二委員）

松永主任。

○主任（松永大輔君）

消火栓の維持管理の一般会計からの繰入ですが、営業収益のその他営業収益の中に他会計負担金ということで入っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

説明書の6ページと工事の説明をいただいた計画図表の説明でも構いません。

質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

工事の地図上のナンバー1、このボーリング水というのはどれぐらいの量を見込んで
いるんですか。そして、今後の水源の確保についての計画があれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

本川内ボーリングについてです。まず、1号2号3号とございまして、1号ボーリン
グが182トン、2号ボーリングが350トン、3号ボーリングが700トン、合わせ
まして1,232トンを取水いたしまして第2浄水場へ持っていくという形の計画でご
ざいます。今後も水源の開発というのは随時調査を行いまして、井戸の調査云々計画し
ております。また、今年度この予算において、長与川での流況調査という業務委託を行
う予定でありまして、長与川の水利権増量に向けた調査を行ってまいりたいと考えてお
ります。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

もう少し詳しく、年間送水量に対して、今の水源の分でもう十分に足りているのかど
うか、今後の推移と予定をいっらかわかればお願いしたい。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

今現在の取水量に関しまして、現在稼働中の水源の給水量ベースで1万1,930ト
ンの取水があります。これを1人1日の最大給水量で大体300リットルですので、こ
れで割り戻していった形でいきますと、平成31年までは現状の水源で給水可能という
推計をいたしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ページ数は進んでも構いません。とりあえず9ページから14ページまで質疑を受け
たいと思います。予算書でも構いません。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

要は、配水管の漏水対策とか埋設管の基本台帳ができていると思うんですけど、年次
計画なんか多分やっておられると思いますけど、今からの計画について、漏水対策なん

かのことについて、少しあればお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

漏水対策に関しまして、現在、有収水量、有収率が91.9%とか93%とか、それぐらいを推移しております、この有収水量というのを保つのは、これぐらいが限界かなと感じております。実際の漏水修理、漏水というのが年々多発しております、今年度も前年度比からすれば1.5倍近く漏水が起こっております、漏水調査、随時行っておりますけれども、なかなか追いついてないという現状はあります。配水管整備云々をずっと今後20年間かけて行っていくんですけども、その中で徐々に漏水は減っていくのかなと考えておりますけども。漏水調査自体は民間の方に委託を毎年度行っております、今年度もですが、年間約100件近く漏水を発見しているという状態であります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

埋設管の基本台帳は、もちろんできてるわけでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

埋設管の基本台帳自体はできておまして、何年に何メートル布設されている、管種別、すべて整備はしております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

図面のナンバー7で、監視カメラの設置をされるように予定をされておりますけども、町内のあちこちに配水池あると思うんですが、現状どうなんですかね。もうほとんど整備がされているのか、また、これからも整備をしていくのか、そこら辺の方針をお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

中川課長補佐。

○課長補佐（中川修治君）

平成26年度から設置を始めております。最初の設置が北陽台配水池、平成27年度、第3配水池、平成28年度、第4第5配水池、今のところ、この3か所に監視カメラを設置しております。29年度の予定としては、先ほども申し上げましたが、東高田の配水池の方に設置をする予定であります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

設置した後の管理体制といますか、そういったのをお聞きしますけども、これ設置した後は、どこかでモニターか何かで一元管理をされるとか、そういうものなんですか。それとも、配水池ごとに1回行った時にテープではないですけど記録を戻して見るとか、そういったものでしょうか。どういったものでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中川課長補佐。

○課長補佐（中川修治君）

このカメラ設置をすることによって、第1浄水場の方のパソコン上でその現地の現状がずっと写っております。それで何かある場合は、警報を通して第1浄水場で確認ができます。遡ってまた見ることもできます。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

説明書の2ページのところで、企業債を今度新しく発行しているんですかね、これは。1億7,000万ですか。去年は確か発行してなかったんですよ。今年、この企業債発行したら、利息の分も確か出さないとですよ。それは独自の会計で出すんですか。というのが、去年は一般会計の借入を確かしています。限度額作っていましたよね。昨年10条で一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、と書いてしているんです。今年はそのがないので、補助なしでやれるということは、独自の分でやれるということになっているんですかね。その利息等については、ちょっとそこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松永主任。

○主任（松永大輔君）

企業債にかかる支払い利息ですけれども、3条予算の方で計上しております、一応、独自といますか自分たちで払えるような形にはなっております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

1ページの収入のところで、昨年なかった消費税と地方消費税の還付金というのは、今年受けているんですよ。受けたり受けなかったりできるんですか、年によって。それも教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松永主任。

○主任（松永大輔君）

消費税に関する件ですけれども、水道事業が消費税を借り受けで預かって、また支払うときは仮払いで払って、年度末にその差で税務署に納税するという形をとっているんですけども、その年々によって、受け取った方が多いのか支払った方が多いのかで、支払った方が多ければその分還付があったり、少なければ逆に支払わないといけないので、それで還付になったり支払いなかったりという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この南部広域水道の2市2町の分の債権処分の方ですけど、これについては予算書に反映は何かしているんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

広域水道解散に伴いまして、企業団の方から配水管300ミリをうちの方が引き取っております。その分の事業としては平成29年今年度設計を行いまして、30年度から接続という形での有効利用を考えております。今回の予算には計上はしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

このナンバー2関係です。一元化工事をやっていくということですけども、第1浄水場、第2浄水場も合わせてどっちみちやっていくのかなと思うんですけども、そこら辺、お伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

第1浄水場と第2浄水場、同じように機器の更新がございます。実際は、この工種別ごとにまとめられるかどうかはわからないんですけど、計画的にはこの項目ごとに工事を行おうかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

それぞれシステム変更や利便性の向上、効率化につながっていくのかなというふうに思いますけども、つながることの費用対効果で表れてこんといかん部分が出てくるのかなというふうに思いますけども、そこら辺はどのように考えていますか。

○委員長（河野龍二委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

機器の更新、だいぶ古くなっておりますので、安全な水を守るという観点から、機器の更新を必ず行っていないと安全に安心した水を作ることはできないという観点から、まず更新を行います。この更新を行う費用というのは安くはないというものでございます。この分に費用対効果という形を考えているのですが、まず運転管理体制、現在、委託しております運転管理、第1浄水場、第2浄水場とございます。ここにも各数名ずつ監視員を置いておりますけれども、この遠方監視システムの更新を行うことによりまして、第1浄水場に一元化監視体制ができるという考えを持っておりまして、最終的には、第2浄水場の夜間体制とか、そういったものの人員削減という形で行っていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

維持管理の委託で、下水道の方はもうずっと僕は何年も言ってきたけど、同一業者の随意契約みたいな形がずっと行われてきたんだけど、この水道事業については、その辺についてのことは何か策を練られたのかどうか。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

今回お願いしております2番のところの遠隔操作の監視システム、そういうことで第2浄水の人員の変更は、夜間の管理の見直しをするようなことで、水道課といたしましては、30年度、来年度取り組めないか、今この完成を見て検討していきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや、僕が言っているのは業者委託のことであって、そのシステムの改良でなくて、同一業者がずっとやっていて、入札とかをやって正当に競争させているのかということです。

○委員長（河野龍二委員）

木島局長。

○水道局長（木島英利君）

すいません。失礼しました。ちょっと足りない部分がありまして、そういう形で、監視システムをすることによりまして、今まで随意契約をしておりますが、契約方法の見直しも30年度に取り組めないかと検討していたしております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから平成29年度長与町水道事業会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれで終了します。散会いたします。どうもお疲れ様でした。

（散会 14時09分）